

『財務会計通論』 解答・ヒント

第1章 総論

問題 1

会計は、認識・測定し、記録・計算し、伝達する行為であり、その対象は、財産の増減変化である。詳細については、第1節を参照。

問題 2

会計は、経済主体の種類によってマクロ会計とミクロ会計に大別され、さらに細分される。詳細については、第1節を参照。

問題 3

企業会計の領域には、財務会計と管理会計がある。監査論との関係についても言及する。詳細については、第2節を参照。

第2章 制度会計

問題 1

制度会計は法律制度に基づく会計であり、会社法会計、金融商品取引法会計および税務会計がある。詳細については、第1節を参照。

問題 2

第2節と第3節を参照する。

問題 3

課税所得は益金の額一損金の額であるが、税務上は、会社法上の決算利益を基礎として申告調整することにより把握される。詳細については、第4節を参照。

第3章 財務会計の基礎

問題 1

財務会計理論は三層構造になっており、3つの部分から構成されている。詳細については、第2節を参照。

問題 2

企業実体の公準、継続企業の公準および貨幣的評価の公準がある。詳細については、第3節を参照。

問題 3

真実性の原則における真実とは相対的真実を要求しており、その理由についても言及する。詳細については、第4節を参照。

第4章 資産会計

問題 1

企業会計の目的を財産計算におく静態論では、資産は貨幣および換金価値を有する財貨または権利である。目的を損益計算におく動態論では、資産は損益計算と収支計算の時間的ズレから生ずる未解消項目である。目的を投資家の意思決定に有用な財務報告におく立場では、資産は経済的な便益をもつ資源である。

問題 2

資産を流動・固定分類する基準には、正常営業循環基準と1年基準がある。前者は企業の主たる営業過程にある項目は流動資産とする。後者は貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金・費用化する項目は流動資産とし、1年を超える項目は固定資産とする。

問題 3

資産の取得原価を基礎にして評価する取得原価基準は、計算の確実性があり、未実現利益を排除できるが、価格変動下では経済的実態を反映しない短所がある。資産の時価を基礎にして評価する時価基準は、経済的実態の開示に役立つが、測定が困難で主観的評価に陥りやすく計算の客観性に欠ける短所がある。資産の割引現在価値で評価する割引現在価値基準は、合理的な基準であるが、予想の収入額と利子率で計算するため主観的になりやすい欠点がある。

第5章 流動資産会計

問題 1

現金には、通貨のほか小口現金や通貨代用証券が含まれる。現金の評価は券面額による。預金には、金融機関に対する預金、貯金および掛金などが含まれる。預金の評価は預金額による。なお、外貨通貨、外貨預金は決算日の為替相場で円に換算する。

問題 2

金銭債権の貸倒見積額の算定は、金銭債権を債務者の財政状態および経営成績に応じて、①一般債権、②貸倒懸念債権、③破産更正債権等の3つに区分して算定する。それぞれの貸倒見積高の算定方法は、①は貸倒実績率法、②は財務内容評価法またはキャッシュ・フロー見積法、③は財務内容評価法による。

問題 3

有価証券は保有目的に応じて、①売買目的有価証券、②満期保有目的の債券、③子会社株式および関連会社株式、④その他有価証券の4つに分類される。そのうち、流動資産の部に表示する①売買目的有価証券は時価で評価し評価差額は当期の損益とする。また、②満期保有目的の債券は原則として取得原価で評価する。ただし、債券金額と異なる価額で取得した場合、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

問題 4

通常の販売目的で保有する棚卸資産の期末評価は原則として取得原価で評価する。ただし時価（正味売却価額）が取得原価より下落（収益性が低下）している場合は正味売却価額で評価する。なお、棚卸数量不足（棚卸減耗）があれば処理する。

第6章 固定資産会計

問題 1

有形固定資産とは、企業の経営活動のために長期間にわたって使用される具体的な形態を有する資産である。

また、有形固定資産の取得原価は、その取得の形態に応じて次のように計算する。

（1）購入による場合

固定資産を購入した場合には、購入代金に買入手数料、運送費等の付随費用を加えた額をもって取得原価とする。

(2) 自家建設による場合

固定資産を自家建設した場合には、適正な原価計算基準に従って製造原価を計算し、これに基づいて取得原価を計算する。

(3) 現物出資による場合

株式を発行しその対価として固定資産を受け入れた場合には、出資者に対して交付された株式の発行価額をもって取得原価とする。

(4) 交換による場合

自己所有の固定資産と交換に固定資産を取得した場合には、交換に供された自己資産の適正な簿価をもって取得原価とする。

自己所有の株式ないし社債等と固定資産を取得した場合には、当該有価証券の時価または適正な簿価をもって取得原価とする。

(5) 贈与（受贈）による場合

固定資産を贈与された場合には、時価等を基準として公正に評価した額を取得原価とする。

問題 2

有形固定資産は、使用や時の経過によって次第に資産価値が減少する性質があるが、その減少を直接正確に測定することは困難である。そこで、一定の合理的な方法によって減価を計算し、当該固定資産の取得原価をその耐用年数にわたり原価配分する会計手続をとる。この固定資産の原価配分手続を減価償却という。

問題 3

無形固定資産とは、有形固定資産のような具体的な存在形態をもたない、特許権や商標権等のような法律上の権利や、のれんのように企業の超過収益力を示す無形の資産からなるものをいう。

また、無形固定資産には、法律上の権利である特許権、借地権、商標権などや、企業の超過収益力とされるのれんのようなものがある。

問題 4

投資その他の資産は、投資としての資産とその他の資産からなる。投資としての資産には、余剰資金の利殖を目的とするものと、他企業を支配する目的のものがある。前者には、子会社以外の会社等に対する投資有価証券、出資金、長期貸付金などがあり、後者には、子会社株式、子会社出資金、子会社長期貸付金などがある。また、その他の資産には、長期契約の保険料の前払額など1年を超えた後に費用となるものとして支出された長期前払費用などがある。

第 7 章 繰延資産会計

問題 1

(借) 当 座 預 金	450,000,000	(貸) 資 本 金	225,000,000
		資 本 準 備 金	225,000,000
創 立 費	500,000	当 座 預 金	500,000

問題 2

(借) 当 座 預 金	150,000,000	(貸) 資 本 金	75,000,000
		資 本 準 備 金	75,000,000
株 式 交 付 費	500,000	当 座 預 金	500,000

問題 3

(借) 創 立 費 償 却	600,000	(貸) 創 立 費	600,000
(借) 開 業 費 償 却	250,000	(貸) 開 業 費	250,000
(借) 株式交付費償却	60,000	(貸) 株 式 交 付 費	60,000

第 8 章 負債の会計

問題 1

(借) 当 座 預 金	9,700,000	(貸) 社 債	9,700,000
社 債 発 行 費	400,000	現 金	400,000

問題 2

① (借) 修 繕 引 当 金	30,000	(貸) 現 金	35,000
修 繕 費	5,000		
② (借) 修 繕 引 当 金	30,000	(貸) 現 金	25,000
		修繕引当金戻入	5,000

問題 3

(借) 売 掛 金	300,000	(貸) 前 受 金	300,000
(借) 貸倒引当金繰入	30,000	(貸) 貸 倒 引 当 金	30,000

(解 説)

貸倒引当金の設定金額

$$(\text{¥}1,500,000 + \text{¥}300,000) \times 3\% - \text{¥}24,000 = \text{¥}30,000$$

第 9 章 純資産会計

問題 1

従来、純資産は株主資本を表すものであったが、会社法では株主資本に属さないものも含め純資産としている。これにより純資産は株主資本と株主資本以外のものに分類される。第 1 節、第 2 節の本文および図表 9 - 1 を参照。

問題 2

法定積立額の規定のキーワードは次の 2 つである。

- ① 資本準備金の額と併せ、資本金の 4 分の 1 (基準資本金) に達するまで積み立てる。
- ② その積立額は剰余金の配当の 10 分の 1 以上である。

問題 3

会社法は剰余金の配当および株主資本項目間の変動が期中で弾力的に行えるとしている。したがってそれらの顛末を明らかにする必要があるが生じた。第 14 節本文を参照。

第 11 章 損益会計

問題 1

発生主義は現金の収支と関係なしに、費用および収益の発生を意味する経済的事実に基づいて、損益計算をする基本原則である。しかし、たとえば、時価上昇による土地評価益を利益のなかに含めると、その未実現利益が配当可能利益に含まれてしまうことになる。そこで、わが国の企業会計原則は「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り」として、未実現利益を期間利益のなかに含めないように規定している。

問題 2

費用収益対応の原則とは、実現主義に基づいて算定された期間収益と、発生主義に基づいて算定された期間費用とを対応すべきことを要請する原則である。この対応には、売上高と売上原価との対応関係に因果関連性がみられる個別的対応と、広告費、事務用消耗品費等のように、当期に発生した費用を当期に実現した収益に対応して計算・表示する期間的対応とがある。

問題 3

財産法は、期首資本（または期首純財産）と比較して、期末資本（または期末純財産）における増加分をもって期間利益とする計算法式であるのに対して、損益法はある一定の会計年度における期間収益から、収益を獲得するために費消した関連費用を控除して期間利益を算定する方法である。

第 12 章 収益会計

問題 1

委託販売とは、特定の地域での販売または特定の商品の販売に関し、受託者に手数料を支払うことを約束して商品の販売を委託する販売形態をいう。企業会計原則では「受託者が委託品を販売した日をもって売上収益の実現の日とする」としているが、実際は受託者から売上計算書が送られてくるまで確認できないので、同原則は、受託者から「仕切精算書が到達した日をもって売上収益の実現の日とみなすことができる」としている。

試用販売とは、商品を予め得意先へ引き渡し、相手方に試用してもらい、買取りの意思があった時点で売上の成立とみなす販売形態である。

予約販売とは、将来、商品・製品を引き渡すことを約束し、あらかじめ予約金を受取る販売形態をいい、決算日までに商品・製品の引渡し完了した分を当期の売上とする。

問題 2

(1) ① (借) 試 用 品 500,000	(貸) 試 用 仮 売 上 500,000
② (借) 現 金 250,000	(貸) 売 上 400,000
売 掛 金 150,000	
試 用 仮 売 上 500,000	(貸) 試 用 品 500,000
(2) ① (借) 当 座 預 金 50,000	(貸) 予約販売前受金 50,000
② (借) 予約販売前受金 50,000	(貸) 売 上 180,000
売 掛 金 130,000	
(3) ① (借) 割 賦 売 掛 金 600,000	(貸) 割 賦 仮 売 上 600,000
現 金 100,000	(貸) 売 上 100,000
② (借) 現 金 60,000	(貸) 売 上 60,000
割 賦 仮 売 上 60,000	割 賦 売 掛 金 60,000

第 13 章 費用會計

問題 1

① (借) 建物減価償却累計額	3,240,000	(貸) 建物	6,300,000
減 価 償 却 費	540,000		
火 災 未 決 算	25,200,000		
② (借) 未 収 金	2,500,000	(貸) 火 災 未 決 算	2,520,000
火 災 損 失	20,000		

第 14 章 利益概念

問題 1

- ① ￥24,000
- ② ￥4,000
- ③ ￥16,000
- ④ ￥20,000
- ⑤ ￥8,000
- ⑥ ￥12,000
- ⑦ 商品評価損
- ⑧ ￥600
- ⑨ ￥12,600
- ⑩ ￥11,400
- ⑪ 棚卸減耗費
- ⑫ ￥2,000

第 15 章 損益計算書

問題 1

原価率 75%
利益率 25%

(解 説)

原価率 = 原価 ÷ 売価 = (￥190,000 - ￥10,000 - ￥14,000 - ￥6,000) ÷ ￥200,000 = 0.75

利益率 = 1 - 原価率 = 1 - 0.75 = 0.25

問題 2

80%

(解 説)

原価率＝利益÷売価＝¥32,000÷¥40,000＝0.8

問題 3

- ① ¥1,500,000
- ② ¥6,000,000
- ③ ¥2,000,000

第 16 章 キャッシュ・フロー計算書

問題 1

伝統的な損益計算は、実現利益と発生費用を費用収益対応計算し、期間利益を求め損益計算書に開示しているが、この計算法は、利益がありながら資金繰りが苦しいとか、黒字倒産が生じていることから、利益とキャッシュの関係を開示する目的で作成される。つまり、『『キャッシュ・フロー計算書』は、一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものであり、貸借対照表及び損益計算書と同様に企業活動全体を対象とする重要な情報』である（連結キャッシュ・フロー意見書二）。

問題 2

キャッシュの範囲は、貸借対照表の総資産（＝負債＋純資産）から現金まで広狭さまざまある。連結キャッシュ基準は「現金及び現金同等物」としている。ちなみに「現金とは、手許現金及び要求払い預金」である。要求払い預金は、なんら預入引出に拘束のない預金で、例として「当座預金、普通預金、通知預金」を示している（基準二、1および同注解1）。また、「現金同等物」とは、例として、「取得日から満期日又は償還日までの期間が三か月以内の短期投資である定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、売戻し条件付現先、公社債投資信託」を示している（連結キャッシュ基準注解2）。つまり三か月以内にキャッシュになる金融商品である。そしてこのキャッシュの調達・運用を、営業活動・投資活動・財務活動の3つに区分することを求めている。

問題 3

キャッシュ・フロー計算書

自平成13年4月1日 至平成14年3月31日

(単位：千円)

I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	2,800
減価償却費	200
貸倒引当金の減少額	△ 25
支払利息	30
売上債権の減少額	500
たな卸資産の増加額	△ 300
仕入債務の増加額	700
小計	3,905
利息の支払額	△ 31
法人税等の支払額	△ 1,020
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,854

問題 4

P社のキャッシュ・フロー計算書

自平成〇年4月1日 至平成〇+1年3月31日

(単位：万円)

I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
営業収入	50,000
収入支出	－ 30,750
人件費	－ 9,600
その他の営業費	－ 4,840
利息及び配当金の受取額	300
法人税等の支払額	－ 2,300
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,810

S社のキャッシュ・フロー計算書

自平成○年4月1日 至平成○+1年3月31日

(単位：万円)

I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
営業収入	14,500
仕入支出	－ 9,410
人件費	－ 3,000
その他の営業費	－ 1,470
利息及び配当金の受取額	180
法人税等の支払額	－ 670
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>130</u>

P社の連結キャッシュ・フロー計算書

自平成○年4月1日 至平成○+1年3月31日

(単位：万円)

I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
営業収入	62,100
仕入支出	－ 37,760
人件費	－ 12,600
その他の営業費	－ 6,310
利息及び配当金の受取額	330
法人税等の支払額	－ 2,970
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>2,790</u>

第17章 連結財務諸表

問題 1

親会社であれ子会社であれ、法律적으로는独立した企業体であるから、それぞれの企業体は個別財務諸表を作成・開示を行ってきた。しかしこれらの企業体が、経済的には単一組織体のごとく活動していても、個別財務諸表では企業集団間の取引などがそのまま含められて開示されている。その結果、企業業績が芳しくない企業体でありながら押し込み販売を行って利益が計上されるなど子会社を利用した粉飾決算が行われていても、個別財務諸表ではそれを看破できなかった。

わが国の連結財務諸表作成はこのような状況を改善するために導入され、現在では、企業集団の場合には、当該企業集団の親会社の主たる財務諸表は連結財務諸表となっている。

しかし本来の連結財務諸表作成・開示の目的は、「支配従属関係にある2つ以上の企業からなる集団（企業集団）を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を総合的に報告するため」ある（基準22，1）。

問題 2

本支店間の売買取引や未実現損益を相殺消去するのと同様に、連結会社間の場合も売買取引の相殺消去と、購入した企業が当該購入資産（棚卸資産、固定資産など）を所有している場合には、当該資産に含まれている利益・損失部分は未実現損益であるからその全額を消去しなければならない。ただし売手側の帳簿価額のうち回収不能と認められる未実現損失は消去しない（基準22, 35・36）。また未実現損益の金額が重要性乏しい場合には消去しないことも求めている（基準22, 37）。

まず（１）親会社から子会社に販売した場合には、当該子会社に少数株主（非支配持分）がいる・いないに関係なく、消去すべき未実現利益は全額親会社の持分に負担させる。

次に（２）の子会社から親会社に販売した場合の処理については、100%完全子会社の場合（つまり少数株主がない）には、（１）同様、販売した子会社の利益、つまり連結利益を減額する。販売子会社に少数株主が存在する場合には、全額消去し全額親会社の持分に負担させる方法（全額消去・親会社負担方式）、全額消去して親会社と少数株主の持分比率に応じてそれぞれに配分する方法（全額消去・持分按分方式）、そして親会社持分相当額だけを消去して親会社の持分に負担させる方法（部分消去・親会社負担方式）の3通りある。基準では2つ目の親会社と少数株主に持分比率に応じた額を配分（それぞれの利益を減額）する方法を採用している（基準22, 38）。ちなみにこの方法は親会社概念ではなく経済的単一体概念に相当する処理方法である。

連結子会社間の売買取引から生じる未実現損益も上記に準じた相殺消去する。

さらに固定資産の売買から生じる未実現損益は、每期、修正した金額で減価償却を行う（連結意見書、基準22, 69）。

問題 3

連結が全部連結に対して、持分法は部分連結（一行連結）といわれている。つまり、連結は、親会社の投資勘定と子会社資本勘定の相殺消去や連結会社間の債権・債務などを消去した後、全資産・負債を連結財務諸表に合算するのに対し、持分法は、投資会社（親会社）が被投資会社（子会社や関連会社）の資本及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資額を毎期の連結決算日ごとに修正する方法である（基準16, 4）。

持分法が適用される企業は、非連結子会社及び関連会社である（基準16, 6）。適用に際しては、連結子会社の場合と同様、①原則として被投資会社の財務諸表の適正な修正や資産・負債の評価に伴う税効果会計の適用、②会計処理の原則・手続きも原則として統一、③投資時点の投資額とこれに対応する被投資会社の資本とに差額が生じる場合は、のれんとする。さらに④親会社・連結子会社と持分法適用の被投資会社との間での取引から生じる未実現損益を消去する（基準16, 8・9・11・13）。

配当金を受け取ったときは投資会社はその金額相当額を投資勘定から減額する（基準16, 14）。なお、株式などの売却により持分法適用会社に該当しなくなった場合（非子会社、非関連会社）は、残存する被投資会社の投資は持分法の適用をしてはならず、個別財務諸表上の帳簿価額をもって評価する（基準16, 15）。

問題 4

(1)

連結貸借対照表

平成×5年3月31日

(単位：千円)

資 産 の 部			
流 動 資 産			
現 金 預 金	53,200		
受 取 手 形	47,000		
売 掛 金	73,000		
棚 卸 資 産	72,200	245,400	
固 定 資 産			
有 形 固 定 資 産	274,000		
連 結 調 整 勘 定	5,440		
そ の 他 有 価 証 券	40,000	319,440	
資 産 合 計		564,840	
負 債 の 部			
流 動 負 債			
支 払 手 形	34,000		
買 掛 金	36,000		
短 期 借 入 金	20,000	90,000	
固 定 負 債			
長 期 借 入 金	70,000	70,000	
負 債 合 計		160,000	
純 資 産 の 部			
株 主 持 分			
資 本 金	230,000		
資 本 剰 余 金	30,000		
利 益 剰 余 金	100,040		
株 主 持 分 合 計		360,040	
有 価 証 券 評 価 差 額		6,000	
少 数 株 主 持 分		38,800	
純 資 産 合 計		404,840	
負 債 及 び 純 資 産 合 計		564,840	

連結損益計算書

自平成×4年4月1日 至平成×5年3月31日

(単位：千円)

売 上 高	140,000
売 上 原 価	97,100
売 上 総 利 益	42,900
販売費及び一般管理費	
販 売 費	9,000
一 般 管 理 費	10,000
連 結 調 整 勘 定 償 却	340
営 業 利 益	23,560
営 業 外 収 益	8,200
営 業 外 費 用	5,000
税金等調整前当期純利益	26,760
少 数 株 主 利 益	2,200
当期純利益	24,560

(2) 売却益 4,840千円

第 18 章 企業結合会計

本章の問題練習を解答するに際しては、さらに企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」では、設例を示して会計処理などが示されているので参照すること。

問題 1

企業結合会計基準では企業結合を「ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。なお、複数の取引が1つの企業結合を構成している場合には、それらを一体として取り扱う」と定義している（基準22，5）。

企業結合の形態は分類によってさまざま存在し、合併、買収、資本参加、持株会社、子会社化、ジョイント・ベンチャーなどがあり、また結合する企業が同業社か異業社かなどによって、水平結合、垂直結合、混合結合がある。

問題 2

取得の場合は、パーチェス法による。パーチェス法とは被結合会社の資産・負債を時価評価し、結合会社は簿価のままである。企業結合の会計処理は、本章の3．以下の本文を参照。

問題 3

本章の8．を参照。

問題 4

本章の7．を参照。

第 19 章 税効果会計

問題 1

キーワードは企業会計上の収益または費用と課税所得計算上の益金または費用との認識時点の相違と企業会計上の税引前当期純利益と法人税等の合理的対応である。第1節本文を参照。

問題 2

税効果の適用方法には繰延法と資産負債法がある。これらについては第2節本文を参照。

問題 3

第 3 節本文および図表19－ 1 に掲載されている具体例を参照。

第 20 章 リース会計

問題 1

リース取引は大きくファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引があり，前者はさらに所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引に分類される。これらの分類の要件については第 2 節本文と図表20－ 1 を参照。

問題 2

ファイナンス・リース取引の要件およびリース資産から生ずる実質的経済的便益について考える必要がある。第 1 節本文前半を参照。

問題 3

キーワードは解約不能（ノン・キャンセラブル）とフル・ペイアウト。第 2 節本文および図表20－ 1 の（注 1）と（注 2）も参照。

第 21 章 減損会計

問題 1

キーワードは資産の収益性の低下による投資の回収可能見込額を反映させるための帳簿価額の修正手続きである。第 1 節の本文を参照。

問題 2

減損会計の対象となる資産の範囲は有形固定資産である。その詳細については第 3 節本文を参照。

問題 3

減損損失の認識のキーファクターは資産の割引前将来キャッシュ・フロー，また減損損失の測定のキーワードは資産の回収可能額である。その手続きについては図表21－ 1，図表21－ 2，図表21－ 3，図表21－ 4 および図表21－ 5 をまた詳細については第 3 節本文を参照。

第 22 章 退職給付会計

問題 1

キーワードは従来の退職給与引当金会計では退職一時金制度と企業年金制度で会計処理が異なっていたこと、また前者には複数の方法が容認されていたことによる企業間比較が損なわれること、あるいは積み立て不足が生じていたことなどである。詳細については第 1 節本文を参照。

問題 2

退職給与引当金の計上についてのキーフアクターは退職給付見込額、その現在価値、年金資産の公正価値である。第 2 節および第 3 節本文を参照。なお詳細な手続きについては第 5 節以下も参照のこと。

問題 3

未認識差異には、過去勤務債務・数理計算上の差異・会計基準差異がある。これらの詳細については第 4 節本文を参照。

第 23 章 外貨換算会計

問題 1

為替レートには取引日レート・決算日レートおよび平均レートがある。これらについては第 2 節本文を参照。またそれらの選択適用する方法についても留意すること、特に図表23－1を参照。

問題 2

外貨建取引についての具体例については図表23－2に掲げている。この図表を参照。

問題 3

在外支店の外貨建財務諸表項目の換算は本国主義が原則である。本国主義は在外支店の財務諸表を本国の財務諸表の構成要素の一部とする見方でありこれに対して現地主義はそれを海外での独立した事業体の財務諸表として捉える見方である。第 4 節を参照。